

5月21日から裁判員制度が始まります

国民みんなが参加できる身近で、早くて、頼りがいのある裁判員制度が5月21日からスタートします。すでに「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いた方もあるかと思いますが、改めて基本的な概要をお知らせします。

裁判員制度ってなに？

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを話し合っ決めてます。

国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まることが期待されています。

どのようにして選ばれるのですか？

選挙人名簿をもとに、裁判員候補者名簿を作成

します。

裁判員は、この名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続きにより選ばれます。

法律のことはわからないけど・・・

法律の知識がなくても大丈夫です。安心して参加してください。

裁判員制度に関する詳細については、ホームページ (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) をご覧ください。

